

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	有野町東二郎下地区 (東二郎下集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東二郎下地区は神戸市北区の北東部に位置し、有野川流域に沿って開けた地域である。二郎は東(東二郎)と西(西二郎)集落からなり、東二郎の内、旧イチゴジャム工場を境とした川上(南)が東二郎上、川下(北)が東二郎下である。地区内のほぼ中央を神戸市街と北部地域を結ぶ交通の要衝である兵庫県道15号線(通称「有馬街道」)が貫き、近隣には有野インター交差点を中心に中国縦貫自動車道の西宮北 IC がある。また神戸電鉄が有馬街道に沿うように走り、近接する二郎駅および田尾寺駅から神戸の中心地までアクセスが容易である。農家世帯は24戸あり、ブランドいちごである二郎いちご(主な品種は「章姫」)の生産地であることから、いちごの専業で経営が成り立っている農家もあり、後継者問題が比較的少ない地域である。ただし、安定した水利の確保と、小規模兼業農家の営農環境の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

小規模兼業農家が多く、個人での農業機械の購入、メンテナンスにかかる経費負担が大きく、地区内や近隣での農業機械の共同利用やレンタルの活用など、経費を抑制しつつ稲作の安定的な持続を検討する。いちご狩りや直売所を核とした地域営農の高次化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域の農地で、農業上の利用が行われている区域とする。ただし山際等の小規模で生産性が低い農地や、既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域全員参加で話し合いを進め、自治会、農会、里づくり協議会、農業委員が協力して担い手を中心に集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者、担い手の意向を踏まえ、農地バンクも利用し段階的に集約する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

過去に基盤整備事業を検討した結果、しないこととなった。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

既存の経営体の育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

⑧ハウス栽培による高収益作物の生産を拡大する。